

大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における雨水流出抑制を図ることにより浸水害を軽減するため、雨水浸透施設を設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雨水浸透施設」とは、敷地内に降った雨水を地中に浸透させる透水性舗装（雨水を直接透水性の高い舗装体に浸透させ、路床の浸透能力により雨水を地中へ浸透させる舗装（透水性インターロッキングブロック及び平板を含む。）をいう。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の市街化区域における1,000平方メートル以上の敷地において、次の各号のいずれかに基づく行為によって行う雨水浸透施設（その面積が100平方メートル以上のものに限る。）の設置工事とする。ただし、第6条の規定による申請の日の属する年度に完了するものに限る。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けて行う開発行為
- (2) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による証明書等の交付を受けて行う建築物の建築

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる雨水浸透施設の設置工事については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第3条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条に規定する会社等その他これらに類すると市長が認めるものが設置するもの
- (2) 開発行為に基づき帰属を前提に設置するもの
- (3) 土地又は住宅の分譲を目的として行う開発行為に伴うもの

(4) その他市長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、材料費、工事費及び諸経費とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は雨水浸透施設1平方メートル当たり400円とし、補助金の限度額は一の補助事業につき30万円とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするものは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の開始前に市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認めたときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 位置図（雨水浸透施設を設置する所在地を明示したもの）

(2) 計画平面図（雨水浸透施設を設置する範囲及び面積を明示したもの）

(3) 施設構造図（設置する雨水浸透施設の仕様、寸法等を明示したもの）

(4) 工事設計書（補助対象経費が分かるもの）

(5) 第3条第1項各号に掲げる行為であることを証する書類（許可書等の写し）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の決定において、市長が別に定める基準による条件その他必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の決定をしたときは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）又は大垣市雨水浸透施設設置推進事

業補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、第６条の申請をしたものに通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１０条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

２ 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更）

第１１条 補助事業者は、第９条の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更交付等申請書（第４号様式）に、第１号に掲げる場合にあっては第６条各号に掲げる書類のうち変更箇所に関するものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容等第６条の申請に係る事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２ 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定するものとする。

３ 前項の決定に当たっては、原則として、第７条の規定により決定した補助金の額は増額しないものとする。

４ 市長は、第２項の決定をしたときは、変更交付額等を決定し、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更承認通知書（第５号様式）又は大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更不承認通知書（第６号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了の報告）

第１２条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金完了実績報告書（第７号様式。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、市長が適当と認めたときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 工事完了図面
- (2) 雨水浸透施設の求積図及び数量計算表
- (3) 補助事業の着工前、施工中及び完了を確認できる写真
- (4) 雨水浸透施設の管理に関する誓約書（第 8 号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（完了検査等）

第 13 条 市長は、前条の完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、完了検査を実施するものとする。

- 2 市長は、前条の完了検査において、補助事業が完了実績報告書のとおり実施され、かつ、補助金の交付決定の内容に適合していると認めたときは、補助金の交付額を確定し、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金確定通知書（第 9 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 補助金の交付は、前条第 2 項の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付請求書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 13 条第 1 項の完了検査において不合格のとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付決定取消通知書（第 1 1 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第 1 6 条 補助事業者は、第 1 4 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けた日から 7 年を経過するまでは補助事業により設置した雨水浸透施設を存続させ、かつ、当該雨水浸透施設が存続する間は適正に維持管理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

（その他）

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付申請書

年 月 日

大垣市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

雨水浸透施設設置推進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業名			
事業実施場所	大垣市		
雨水浸透施設総面積	m ² 【内訳】 ☐ 透水性アスファルト m ² ☐ 透水性セメントコンクリート m ² ☐ 透水性平板ブロック m ² ☐ 透水性インターロッキングブロック m ² ☐ その他（ ） m ²		
補助金交付申請額	円（1,000 円未満切捨て）		
補助対象経費総額	円		
事業実施予定期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日		
添付書類	<table border="1"><tr><td>☐ 位置図 （所在地を明示したもの） ☐ 計画平面図 （雨水浸透施設を設置する範囲及び面積を明示したもの） ☐ 施設構造図 （設置する雨水浸透施設の仕様、寸法等を明示したもの） ☐ 工事設計書 （補助対象経費が分かるもの） ☐ 補助事業に該当することを証する書類（写し） ☐ その他市長が必要と認める書類</td><td>受 付</td></tr></table>	☐ 位置図 （所在地を明示したもの） ☐ 計画平面図 （雨水浸透施設を設置する範囲及び面積を明示したもの） ☐ 施設構造図 （設置する雨水浸透施設の仕様、寸法等を明示したもの） ☐ 工事設計書 （補助対象経費が分かるもの） ☐ 補助事業に該当することを証する書類（写し） ☐ その他市長が必要と認める書類	受 付
☐ 位置図 （所在地を明示したもの） ☐ 計画平面図 （雨水浸透施設を設置する範囲及び面積を明示したもの） ☐ 施設構造図 （設置する雨水浸透施設の仕様、寸法等を明示したもの） ☐ 工事設計書 （補助対象経費が分かるもの） ☐ 補助事業に該当することを証する書類（写し） ☐ その他市長が必要と認める書類	受 付		

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大垣市長



大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました雨水浸透施設設置推進事業補助金について、次の条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

事業実施場所	大垣市
交 付 金 額	円
交 付 条 件	1 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更交付等申請書（第4号様式）を提出すること。 2 事業完了後は、速やかに完了実績報告書（第7号様式）を提出すること。 3 完了実績報告書提出後に完了検査（書類及び実地検査）を実施する。 4 完了検査に合格した場合に補助金の交付を行う。 5 その他の交付条件は、市長が別に定める基準による。

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大垣市長



大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました雨水浸透施設設置推進事業補助金について、次の理由により
交付しないことに決定しましたので通知します。

理 由	
-----	--

大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更交付等申請書

年 月 日

大垣市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

年 月 日 第 号により交付の決定を受けました雨水浸透施設設置推進事業補助金の対象事業を、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

事業実施場所	大垣市	
交付決定通知番号	年 月 日 第 号	
変更内容		
変更理由		
添付書類 (変更に関するもの)	☐ 位置図（必須） （所在地を明示したもの） ☐ 計画平面図 （雨水浸透施設を設置する範囲及び面積を明示したもの） ☐ 施設構造図 （設置する雨水浸透施設の仕様、寸法等を明示したもの） ☐ 工事設計書 （補助対象経費が分かるもの） ☐ 補助事業に該当することを証する書類（写し） ☐ その他市長が必要と認める書類	受 付

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大垣市長



大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日に申請のありました雨水浸透施設設置推進事業補助金の対象事業の変更について、次のとおり承認しましたので通知します。

事業実施場所	大垣市
交付決定通知番号	年 月 日 第 号
変更前交付予定金額	円
変更後交付予定金額	円
変更△減額	円
交 付 条 件	1 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更交付等申請書（第4号様式）を提出すること。 2 事業完了後は、速やかに完了実績報告書（第7号様式）を提出すること。 3 完了実績報告書提出後に完了検査（書類及び実地検査）を実施する。 4 完了検査に合格した場合に補助金の交付を行う。 5 その他の交付条件は、市長が別に定める基準による。

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大垣市長



大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更不承認通知書

年 月 日に申請のありました雨水浸透施設設置推進事業補助金の対象事業の変更について、
次の理由により承認しないことに決定しましたので通知します。

事業実施場所	大垣市
交付決定通知番号	年 月 日 第 号
理 由	

大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金完了実績報告書

年 月 日

大垣市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

年 月 日 第 号により交付の決定を受けました雨水浸透施設設置推進事業補助金の対象事業が完了しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業実施場所	大垣市	
交付決定通知番号	年 月 日 第 号	
設置した 雨水浸透施設の面積	【内訳】 ☐ 透水性アスファルト m² ☐ 透水性セメントコンクリート m² ☐ 透水性平板ブロック m² ☐ 透水性インターロッキングブロック m² ☐ その他（ ） m²	
事業完了年月日	年 月 日	
添 付 書 類	☐ 工事完了図面 ☐ 雨水浸透施設の求積図及び数量計算表 ☐ 事業の着工前、施工中及び完了を確認できる写真 ☐ 雨水浸透施設の管理に関する誓約書（第8号様式） ☐ その他市長が必要と認める書類	受 付

雨水浸透施設の管理に関する誓約書

年 月 日

大垣市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日 第 号により大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付要綱
に基づく補助金の交付の決定を受け、大垣市 に設置しました雨水浸透施設につ
いて、次のとおり誓約します。

- 1 雨水浸透施設を適正に維持管理します。
- 2 補助金の交付を受けた日から7年を経過するまでは、雨水浸透施設を適正に存続させます。
- 3 工事完成後に、雨水浸透施設に変形、破損等が生じ、又は補助事業者若しくは第三者に事故、損害、問題等が生じて、大垣市にその損害賠償を請求しません。
- 4 第三者に雨水浸透施設の譲渡等をしようとするときは、当該第三者にこの誓約を引き継がせるものとし、その旨を大垣市に遅滞なく報告します。

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大垣市長



大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金確定通知書

年 月 日に完了実績報告書の提出のありました雨水浸透施設設置推進事業補助金の額を次のとおり確定しましたので通知します。

補助金確定額 円

事業実施場所	大垣市
交付決定通知番号	年 月 日 第 号
備 考	

大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付請求書

年 月 日

大垣市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

年 月 日 第 号により確定通知のありました雨水浸透施設設置推進事業補助金について、次のとおり請求します。

請求額 円

振込先金融機関	銀行 支店
(フリガナ) 口座名義人	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大垣市長



大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付の決定を通知した雨水浸透施設設置推進事業補助金について、交付の決定を取り消しましたので通知します。

事業実施場所	大垣市
交付決定通知番号	年 月 日 第 号
取消内容	
取消理由	
返還額	
注意事項	